

(平成12)年度末の資産別構成は、以下の表のとおりであった。

【利回り等】

(%)

年 度		1990	1991	1992	1993	1994	1995
一般勘定	利回り	6.15	6.11	5.94	5.64	5.39	5.14
	コスト	5.56	5.67	5.88	5.62	5.28	4.60
	利ざや	0.59	0.44	0.06	0.02	0.11	0.54
金融自由化対策特別勘定	利回り	5.77	6.03	5.85	5.53	5.25	5.09
	コスト	5.31	5.65	5.62	5.41	5.19	5.04
	利ざや	0.46	0.38	0.23	0.12	0.06	0.05

年 度		1996	1997	1998	1999	2000
一般勘定	利回り	4.82	4.35	3.62	3.05	2.72
	コスト	4.18	4.10	3.87	3.77	3.24
	利ざや	0.64	0.25	▲0.25	▲0.72	▲0.52
金融自由化対策特別勘定	利回り	4.86	4.58	4.03	3.54	3.31
	コスト	4.81	4.51	3.98	3.52	3.27
	利ざや	0.05	0.07	0.05	0.02	0.04

【2000年度末の資産別構成】

(上段は億円、下段括弧内は%)

国内債券	外国債券	国内株式	外国株式	短期運用	合 計
2,337,705 (94.4)	54,006 (2.2)	39,152 (1.6)	13,498 (0.5)	32,719 (1.3)	2,477,080 (100.0)

注1： 資産の分類は当時の公表資料に基づくものであり、各計数も億円単位とした同資料に基づくもので、単位未満は四捨五入されていると考えられる。

2： 国内債券のうち189兆3,900億円(81.0%)は資金運用部預託金(金融自由化対策資金の借入金見合いのものを除く。)

3： 外国債券は外貨建てであり、為替評価損益を含んでいる。

第4章 簡易保険事業

第1節 郵便年金制度の簡易保険制度への統合

1 制度の統合・生涯保障保険の創設

「人生80年時代」となり、「我が国の社会経済環境の変化や国民の生活意識、ニーズの多様化・高度化の中で、簡易保険・郵便年金事業が国民により良い商

品、サービスを提供していくためには、今後どのように対応していくべきかについて総合的に調査研究すること」を目的として、「簡易保険・郵便年金に関する調査研究会」を簡易保険局長の調査研究会として1989(平成元)年2月から開催した。調査研究会は、同年6月5日に公表した中間報告で、人生80年時代を迎え、生涯生活設計を意識した保障の充実を図るため、1つの商品で、青壮年期には高い死亡保障を、老年期には生存保障と死亡保障を提供できる商品の開発が望まれる、と「生涯保障保険」の開発の必要性を提言した。

この生涯保障保険を開発し、実現することを検討したところ、①この保険は簡易保険と郵便年金を複合する商品であるが、既存の簡易保険制度及び郵便年金制度上、複合の原形となる商品の種類や仕組みに不整合な部分があること、②過去は加入者層の相違等で会計的にも両制度を区別する必要があったが、そのような事情は現在は消滅していること及び③別々の制度では今後のニーズの変化に対応できないと予想されることから、簡易保険制度及び郵便年金制度を統合する必要があるという結論に達した。

これらを踏まえ、両制度の統合、生涯保障保険の創設等を内容とする「簡易保険・郵便年金制度の改善」を1990年度の予算要求で求めた。(社)生命保険協会は、生涯保障保険は一般の生命保険会社が既にニーズに対応している分野であり、簡易保険及び郵便年金のこれ以上の保障内容の多様化は不必要であると反対したが、郵政省の考え方は、生涯保障保険は簡易保険にとって新しい保険分野を開拓するものではなく、制度の統合はこれに伴う事務的なものにすぎないというものであり、郵政省の要求の内容で政府内の調整が成った。

両制度の統合、生涯保障保険の創設等を実施するための法律については、郵便年金法(昭24法律69)を廃止し、同法と同様の規定及び生涯保障保険に関する規定を簡易生命保険法(昭24法律68)を改正して設ける等することとした。その「簡易生命保険法の一部を改正する法律」は第118回特別国会で成立して1990年6月27日に公布され(平2法律50)、1991年4月1日から施行された。簡易生命保険郵便年金審査会は「簡易生命保険審査会」となった。同法の附則で簡易生命保険及郵便年金特別会計法(昭19法律12)等も改正され、簡易生命保険及郵便年金特別会計は「簡易生命保険特別会計」となり³¹、保険勘定と年金勘定の区分も廃止された。簡易保険郵便年金福祉事業団は「簡易保険福祉事業団」となった³²。政省令事項については平2政令340及び平3政令6並びに平3郵令18、同21及び平3大蔵省・郵政省令1で措置した。

改正後の簡易生命保険法で「分かりやすいものにするよう配慮しなければな

³¹ 根拠法(昭19法律12)の題名も「簡易生命保険特別会計法」となった。

³² 根拠法(昭37法律64)の題名も「簡易保険福祉事業団法」となった。

らない」とされた簡易生命保険約款についても、そのような趣旨の下、構成を全面的に見直し、保険種類等ごとに新しい約款を定めた。

2 生涯保障保険の販売

簡易生命保険法の一部を改正する法律（平2法律50）の施行で、従来の終身年金、定期年金及び夫婦年金については、同様の内容の終身年金保険、定期年金保険及び夫婦年金保険を簡易生命保険法に基づいて提供することとなり、生涯保障保険としては、終身保険と終身年金保険、終身保険と定期年金保険、家族保険と夫婦年金保険、をそれぞれ一体として提供できることとなった。

【終身年金保険付終身保険】

これら生涯保障保険については、事務的な都合もあって、販売は準備が整ったものからすることとし、第1弾として、簡易保険制度及び郵便年金制度の統合等の当日である1991(平成3)年4月1日、以下のような「終身年金保険付終身保険」(トータルプランしあわせ)を創設した。

被保険者が死亡したことで保険金を支払うほか、その者が一定の年齢になった日から死亡するまで年金を支払う。

一定の有期保証期間内に被保険者が死亡した場合は、その残りの期間中、年金継続受取人に継続して年金を支払う。

加入年齢は、55歳年金支払開始のものは25歳以上45歳以下、60歳年金支払開始のものは30歳以上50歳以下、65歳年金支払開始のものは35歳以上55歳以下とする。

【夫婦年金保険付夫婦保険】

生涯保障保険の第2弾の商品としては、1991(平成3)年10月1日、以下のような「夫婦年金保険付夫婦保険」(トータルプランふうふ)を創設した。

夫婦を被保険者(一方が主たる被保険者であり保険契約者、他方が配偶者たる被保険者)とし、夫婦の生涯にわたり死亡保障を提供するほか、主たる被保険者が一定の年齢になった後は夫婦のどちらかが生存している限り年金を支払う。

一定の有期保証期間内に夫婦がともに死亡した場合は、その残りの期間中、年金継続受取人に継続して年金を支払う。

加入年齢は、主たる被保険者は、55歳年金支払開始のものは25歳以上45歳以下、60歳年金支払開始のものは30歳以上50歳以下、65歳年金支払開始のものは35歳以上55歳以下、配偶者たる被保険者は、主たる被保険者の年齢との差が15歳以内かつ65歳以下とする。